

## 介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

改正 令和8年4月20日付8福祉指一第49号  
令和7年4月25日付7福祉指一第51号  
令和6年4月1日付6福祉指一第6号  
令和5年6月20日付5福保指一第200号  
令和4年6月15日付4福保指一第20号  
令和3年4月19日付3福保指一第8号  
令和2年7月13日付2福保指一第158号  
平成31年4月25日付31福保指一第49号  
平成30年5月8日付30福保指一第63-1号  
平成29年4月1日付29福保指一第29号  
平成28年4月1日付27福保指一第1278号  
平成27年5月1日付27福保指一第58号  
平成21年5月1日付21福保指一第70号  
平成20年4月1日付20福保指一第136号  
平成19年4月1日付19福保指一第108号  
平成18年4月1日付18福保指一第144号  
平成17年4月1日付17福保指一第122号  
平成13年4月1日付13福高指第64号  
平成12年4月1日付12高保指第68号

### 第1 趣旨

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条、第76条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定又は許可を受けた介護保険施設若しくは指定又は許可を受けた介護保険施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定又は許可を受けた介護保険施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「介護保険施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して都が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

### 第2 指導及び監査の目的

指導は、指定介護サービス事業者等、介護保険施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う居宅サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）の内容並びに介護給付及び予防

給付(以下「介護給付等」という。)に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づき行うものとし、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者(以下「利用者等」という。)の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者(以下「居宅サービス実施者等」という。)の支援を基本とし、居宅サービス実施者等が行う介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

監査は、介護保険施設等に対して介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、条例で定める事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段による指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定基準違反等」という。)、又は利用者等について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき区市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)において、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「立入検査等」という。)を行い、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置に資することにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### 第3 指導について

#### 1 指導の方針

##### (1) 指導の方針及び計画

指導は、介護保険施設等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底するため、指導検査基準に照らし改善の必要があると認められる事項について適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

なお、年度ごとの具体的な方針については、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を掲げる実地検査実施方針(以下「実施方針」という。)並びに指導検査基準を、別に定めるものとする。

また、実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期、指導班の編成及び規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。

##### (2) 区市町村との連携

都は、区市町村と相互に連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な指導の実施に努めるものとする。

#### 2 指導形態等

指導の形態は通常次のとおりとする。

##### (1) 集団指導

都が指定、許可の権限を持つ居宅サービス等を対象に、介護給付等対象サービスの取扱

い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行うことを基本とするが、オンライン等（社会福祉施設等に対する指導検査業務システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 実地指導

原則として、指導の対象となる介護保険施設等の事業所において実地に行う。

ア 一般指導

都が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導

都が厚生労働省や区市町村等と合同で行う。

3 指導対象の選定基準

指導は全ての居宅サービス等の中から、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、実施計画において居宅サービス等の種別ごとに選定する。

(1) 集団指導

集団指導は、指導内容に応じて対象とした居宅サービス等から選定する。ただし、オンライン等を活用して実施する場合は、都が指導の対象とした居宅サービス等のすべての介護保険施設等を対象とする。

(2) 実地指導

ア 一般指導

一般指導の対象は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、介護保険施設等を選定する。

イ 合同指導

合同指導の対象は、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

4 指導の実施方法等

(1) 集団指導

ア 実施通知

指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により、原則として集団指導実施日の2月前までに通知する。ただし、オンライン等を活用して一定の期間実施する場合は、集団指導開始日の1月前までに通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問等の機会を設けるなど工夫する。オンライン等の活用による動画配信形式による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

なお、集団指導の内容は、区市町村に対して情報提供を行う。

(2) 実地指導

ア 実施通知

指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、実地指導の根拠規定及び目的、実地指導の実施日時及び場所、指導担当者、介護保険施設等の出席者（役職名で可）、準備すべき書類等、当日の進め方（指導の形態、スケジュール）等を文書により当該介護保険施設

設等に原則として実地指導実施日の1か月前までに通知する。

ただし、必要と認められる場合には、指導開始時に文書により通知する。イ 指導方法

実地指導は、指導検査基準及び介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月31日付老発0331第7号厚生労働省老健局長通知）等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

なお、指導の実施に当たっては、介護保険施設等から指導に必要となる書類（調査書）等の提出を求めることができる。

ウ 指導の留意点

指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して実地指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とする。利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、対象は原則として3名以内とする。居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人当たり2名以内の利用者についてその記録を確認する。

また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

なお、必要と認められる場合は、この限りではない。

エ 指導結果の通知等

実地指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日、指導結果通知書によってその旨を通知する。

なお、改善を要すると認められる事項がない場合は、その旨を通知する。

オ 改善状況報告書の提出

指導結果通知書により通知した事項については、当該介護保険施設等に対して、報告期日を付して、改善状況報告書の提出を求めるものとする。なお、改善状況報告書の提出期限については、指導結果通知書の発出から原則として30日以内とする。

カ 指導体制

実地指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

## 5 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第4に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 都知事が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められ

る場合又はその疑いがあると認められる場合

#### 第4 監査について

##### 1 監査対象の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

###### (1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ寄せられる苦情
- ウ 国保連、保険者等からの通報情報
- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

###### (2) 実地指導における情報

法第23条又は第24条により実地指導を行った介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

###### (3) 区市町村長からの通知

区市町村長が実施した監査により指摘基準違反等又は人格尊重義務違反を認め、都知事宛てその旨を通知した場合

なお、都知事が必要と認める場合は、速やかに以下の4(1)に定める措置を取ることができる。

##### 2 監査の実施方法等

###### (1) 実施通知

都知事は、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に当該介護保険施設等に通知する。

なお、法第24条により実地指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨を通告する。

- ア 監査の根拠規定
- イ 監査の日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名で可）
- オ 必要な書類等
- カ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

###### (2) 情報提供等

監査の実施に当たっては、事前に、関係する区市町村に情報提供を行い、必要に応じて同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

指定又は許可の権限が都にある介護保険施設等について、区市町村長が監査を行う場合、事前に実施する旨を都知事に情報提供を行うものとする。

なお、当該介護保険施設等に関して、複数の区市町村に関係がある場合には、都が総合的な調整を行うものとする。

###### (3) 監査体制等

ア 監査の実施に当たっては、原則として、実地指導の指導班を中心に職員2名以上の監査班を編成する。

イ 問題の性質等に応じて、副参事の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成して実施することができるものとする。

### 3 監査結果の通知等

#### (1) 監査の結果の通知

監査の結果、法に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨を通知する。

#### (2) 報告書の提出

当該介護保険施設等に対して、文書により指導した事項については、その改善の状況について、文書により報告を求めるものとする。

### 4 監査後の措置

#### (1) 勧告

介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

#### (2) 行政処分所管部署への通知

勧告を受けた介護保険施設等が、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかったときや、監査の結果指定若しくは許可の取消し又は期間を定めた指定（許可）の全部若しくは一部の効力の停止（以下「取消等処分」という。）に該当すると認められる場合は、命令及び取消等処分の要件に該当する旨を、行政処分の所管部署へ通知する。

なお、行政処分所管部署が取消等処分に至らないと判断した場合には、第3の4(2)に規定する実地指導に準じた指導を行うことができる。

## 第5 業務管理体制の監督

業務管理体制の整備に関する検査については、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（令和6年4月4日付老発0404第3号厚生労働省老健局長通知）を踏まえ実施する。

## 第6 関係機関及び区市町村（保険者）との連携

(1) 指導及び監査にあたっては、国保連及び区市町村（保険者）との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

(2) 都は、区市町村（保険者）が行う介護保険施設等の指導及び監査について報告を求め、必要な助言及び援助を行うものとする。

## 第7 厚生労働省への報告

法第 197 条第 2 項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、行政処分所管部署と調整の上、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

## 第 8 指導及び監査の結果の活用

指導及び監査の結果は、以下により活用する。

### (1) 関係部課への情報提供

指導の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、運営指導所管部課に提供する。

### (2) 福祉局ホームページへの掲載

指導及び監査の結果並びに改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認められた場合を除き、福祉局ホームページに掲載し、都民に広く情報提供する。

### 附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。